

愛媛県報

発行 愛媛 媛県

第481号

令和6年2月6日火曜日 第481号

◇ 目 次 ◇
告 示

知事指定薬物の指定の失効	(薬務衛生	課)	49
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧	(農地整備	講)	49
保安林予定森林にする旨の通知	(森林整備	講)	49
保安林予定森林	(")	49
土地改良区役員の就退任の届出(東予地方	司農村整備	講)	50
道路の区域変更(県道十和吉野線)(南予 ¹	也方局管理	課)	50

告 示

○愛媛県告示第81号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和6年2月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
- (1) 2 (エチルアミノ) 2 (3 ヒドロキシフェニル)シ クロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- (2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及 びその塩類
- (3) エチル=3,3-ジメチル-2-(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド) ブタノアート及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和6年1月29日

○愛媛県告示第82号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、 愛媛県八幡浜市川之内、郷、国木、五反田、中津川地域に係る県営 土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同 法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書 の写しを縦覧に供する。

令和6年2月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称県営土地改良事業(農業用道路整備事業・八幡浜中央地区)変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年2月7日から3月7日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第83号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年2月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 喜多郡内子町日野川132から139まで、147、150、151、157から 164まで、168、169、174から186まで、188、189、197、198
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 日野川132・135・136・176から179まで・182・184・188・ 198(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第84号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 四国中央市富郷町豊坂丙229、丙230、丙256
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 富郷町豊坂丙229・丙230・丙256(以上3筆について次の 図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第85号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、

西条市楠河土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年2月6日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就任

役員の種類	氏	名	住	所
理 事		典夫広志	西条市楠甲88番地 西条市河原津甲514番地	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	村 上	典夫	西条市楠甲88番地	
"	阿部	勝房	西条市河原津甲504番地 1	

○愛媛県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年2月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧·新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
		北宇和郡松野町大字奥野川980番 2 地先	旧	メートル 4.4~ 8.0	キロメートル 0 ,036	
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川980番 2	新	7 8~11 5	0 .036	

令和6年2月6日 発行 50